

Ⅲ－６－２ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：歴史景観地域 北山ゾーン

基本方針		北山周辺の寺院群は、寺社建築、塀、樹木が一体となって落ち着いた佇まいを醸し出していることから、建築物等に適切な高さ誘導、形態意匠、色彩の配慮により、伝統文化を色濃く残すまち並みを維持向上するような景観の形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	・寺院群を核とする歴史的情緒のある景観との関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。
	高さ	・寺社群の屋根並みの調和に配慮し、建築物等の高さは、隣接又は当該地域の寺院群の高さを超えないこと。
	形態・意匠	・建築物等の形態及び意匠については、極力、和風の勾配屋根とするよう配慮すること。 ・前面道路及び公衆から望見出来る敷地境界部の塀は、土塀、板塀、築地塀及び生け垣とし、和風の形態、意匠及び色彩に配慮すること。 ・駐車場の外周及び自動車庫庫については、交通の安全や防犯に配慮の上、前面道路等に露出させないように、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、歴史的景観との調和に配慮すること。
	素材	・寺社の伝統的素材と同様の素材を用い、又はこれに準じた歴史的景観に調和した素材とするよう配慮すること。
	緑化	・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	屋外広告物	・屋外広告物については、極力、自己の用に供する広告物のみとし、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観との調和に配慮したものとする。
	その他	・建築物等の解体撤去後の跡地については、更地のままとせず、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、周辺のまち並みとの連担性に配慮すること。 ・物干し場等、私的な空間を直接公共空間へ露出させない工夫をすること。
	その他	
勧告基準	色彩	・屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。
	建築設備	・道路及び公衆が望見出来る位置に面した敷地内の地上、屋根上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	